

価格転嫁理解促進セミナー業務委託に係る受託事業者募集要領

価格転嫁理解促進セミナー業務に係る委託先事業者の選定に当たり、この要領に基づき企画コンペを実施する。

1 目的

県内企業等が価格転嫁を行うことができる環境の整備を目的に、原価管理に係る基礎知識の習得や取引交渉力向上のための企業向けのセミナーを開催することにより、企業等に対し価格転嫁の理解促進を図るとともに、適正な価格転嫁の実現に向けた気運を醸成する。

2 委託業務名

価格転嫁理解促進セミナー

3 委託料の上限額

957,000円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

4 業務概要

別紙「業務委託仕様書」のとおり

5 委託期間

契約締結の日から令和6年12月27日まで

6 公募参加資格

企画提案に参加できるものは、次の全ての要件を満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者。
- (2) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続の開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者。
- (4) この公告の日から受託候補者を選定するまでの間に、宮崎県から入札参加資格停止の措置を受けていない者。
- (5) 県税の未納がない者。
- (6) 宮崎県暴力団排除条例（平成23年宮崎県条例第18号）第2条第1号に規定する暴力団、又は代表者及び役員が同条第4号に規定する暴力団関係者でない者。
- (7) 地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従

業員等（宮崎県内に居住している者に限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者。

- (8) 本業務について、十分な業務遂行能力を有し、過去にこの業務委託と同種、同規模以上の受託実績を有する者。

7 企画コンペの方法

(1) 質問の受付及び回答

仕様書もしくは本要領に関する疑義は、質問票（様式1）を電子メール又は持参により令和6年7月10日（水）正午まで下記10に掲げる窓口まで送付すること。電子メールの場合は、送信後にその旨電話連絡を行うこと。

回答については、軽微なものを除き、7（3）で提出のあった参加申込書を提出した全ての参加者に対し、電子メールで送付する。

(2) 参加申込み

企画コンペに参加する者は、令和6年7月12日（金）正午までに参加申込書（様式2）を下記10に掲げる窓口まで電子メール又はファクシミリで送付すること。未達を防ぐため、送信後は電話連絡を行うこと。（電子メールでの送付の場合、データ容量の都合によりこちらに届くまでに10分程度かかるため、送信後10分経過以降に連絡すること。）

(3) 企画書の提出

令和6年7月19日（金）15時までに以下の書類を下記10に掲げる窓口に郵送又は持参により提出すること。なお、郵送による場合は、郵送物の追跡が可能な手段により提出すること。

①企画提案書（様式3） 1部

②企画書（任意様式） 4部

（留意事項）

- ・ A4版両面印刷とすること。
- ・ 仕様書に記載の内容を確認の上、必要事項を具体的に記載すること。
- ・ 業務体制、業務スケジュールについて記載すること。

③見積書 4部（原本1部、写し3部）

（留意事項）

- ・ A4版とすること。
- ・ 宛名を「宮崎県知事」とすること。
- ・ 業務委託の積算内容が分かるように記載すること。
- ・ 見積金額の表示は、税抜金額、消費税及び地方消費税、合計額（税込金額）を記載すること。

④会社概要（既存のもの） 4部

⑤誓約書（様式4） 1部

(4) 選定方法

書面による審査方式とし、提出された企画案について、別添「価格転嫁理解促進

セミナー業務委託競技審査基準」に基づき審査を行う。

(5) 選定結果通知

令和6年7月31日(水) 予定(参加者全員に電子メール及び文書で通知する。)

8 企画コンペについての留意点等

- (1) 事前説明会は実施しない。
- (2) 募集期間経過後の提案書等の変更、差替え若しくは撤回は認めないものとする(変更及び差替えについては軽微なものを除く。)
- (3) 虚偽の記載をした提案書等は、無効とする。
- (4) 参加資格要件を満たさない者又は受託事業者を選定するまでの間に、本要領「6 公募参加資格」を満たさなくなった者が提出した提案書等は、無効とする。
- (5) 提案書等の作成及び提出に係る費用は、提案者の負担とし、提出された提案書等は返却しない。

9 契約についての留意点等

- (1) 審査の結果、契約の相手方を決定したときは、県は、契約の相手方から見積書を徴取し、予定価格の範囲内であることを確認し、宮崎県財務規則に定める随意契約の手続きにより、契約書を取り交わすものとする。
その際、契約に係る業務委託仕様書は契約の相手方が提出した企画提案書等をもとに作成するが、本業務の目的達成のために必要と認められる場合には、県と契約の相手方との協議により、提案内容を一部変更した上で業務委託仕様書を作成することがある。
- (2) 委託契約を締結すると同時に契約金額の100分の10以上を契約保証金として納付しなければならない。
ただし、宮崎県財務規則第101条第2項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部を免除することがある。
- (3) 委託業務の実施に伴って取得した財産は県に帰属する。
- (4) 委託費の支払については、精算払とする。

10 問い合わせ先及び書類提出先

〒880-8501 宮崎県宮崎市橘通東2丁目10-1

宮崎県商工観光労働部 商工政策課 商工団体・商業振興担当 黒木

電話番号 0985-26-7098 (直通)

ファックス 0985-26-7337

E-mail shokoseisaku@pref.miyazaki.lg.jp